

生活保護受給有子世帯の養育者にとってのソーシャルワーカー

—A県B市におけるインタビュー調査を通じて—

○ 首都大学東京大学院 氏名 三宅 雄大 (008543)

岡部 卓 (首都大学東京・01899)、小林 理 (東海大学・003505)

キーワード3つ：生活保護制度 養育者 ソーシャルワーカー

1. 研究目的

本報告では、研究目的を以下のとおり設定する：生活保護受給有子世帯（以下、受給世帯）の養育者が、生活保護ワーカー（i.e.ソーシャルワーカー；以下、SW）に対して、子どもの就学費用や進路（進学／就職など）に関する相談を「する（できる）理由／しない（できない）理由」を明らかにすること。

2. 研究の視点および方法

以上の研究目的を追究するにあたって、本報告では、A県B市で実施されたインタビュー調査（以下、A県調査）の結果を用いる。A県調査の「実施主体」、「対象」、「方法」、「時期」は表1のとおりである：

表1. A県調査の概要

実施主体	報告者を含む研究者グループ					
	A県B市の生活保護受給有子世帯の養育者(11名)					
調査対象	世帯構造	母子	父子	ふたり親	その他	計
	世帯数	7	1	2	1	11
調査方法	半構造化インタビュー					
調査時期	120～180分間・公共施設の会議室(個室)					
	2014年8月～2015年2月					

(報告者作成)

また、A県調査の調査項目としては：世帯構成員の基本属性；子どもの学校生活；養育者・子どもの進路希望；養育者・子どもの成育歴；生活保護受給までの経緯；担当SWとの関係などを設定している。

【分析対象】

以上の調査のうち本論では：養育者（11世帯・11名）全員の回答を分析対象とする。分析にあたっては、主として「担当SWとの関係」（担当SWとの関わり；SWの仕事のイメージなど）に関する養育者の回答に焦点を当てる。

【分析の手順】

本報告では、以下の手順をもって分析を進める：(1) 回答結果の文書化（全文の書き起こし）；(2) 書き起こし文書のコード化；(3) 事例間・コード間の比較分析、以上である（Charmaz, 2006などを参照）。

3. 倫理的配慮

上記の調査実施の手続きに関しては、調査倫理綱領を作成したうえで、所属機関（首都大学東京）の「研究安全倫理委員会」の承認を得ている（承認番号 26-33）。具体的には、：(1) 研究対象者への書面・口頭による調査説明を行うこと；(2) そのうえで調査協力・ICレコーダーによる録音への「書面での同意」を得ること；(3) 調査終了後に謝金を支払うことなどを規定している。

また、本報告では、研究対象者のプライバシー保護のために：(1) 固有名詞（人名、地名など）の匿名化；(2) 回答者の年齢、職業名などの変更、以上2通りの措置をとっている（「日本社会福祉学会 研究倫理指針」B及びCの遵守）。

4. 研究結果

11世帯11名の養育者の回答では、SWに相談「する（できる）／しない（できない）」理由として以下の諸点が言及されていた：

(1) SW側の要因：SWから積極的な情報提供がなされているか否か；SWが正確な事務処理・情報提供を行っていたか否か；SWの「聞く姿勢」など。

(2) 養育者側の要因：生活保護制度を利用することへの「負い目」（「世話になっている」、「罪悪感」など）；「何について」「どこまで質問すればよいのか（質問してよいのか）」がわからないこと；SW以外の相談相手（親類、友人など）の有無；養育者自身の状態（心身の健康状態）など。

5. 考察

上記の分析結果からは以下2点が指摘できる：養育者がSWに相談を「する（できる）理由／しない（できない）理由」として、(1) SWが「どのような支援をしてきたか（しているか）」が重要な要因であること；(2) 利用者（養育者）が「相談」を「したくない」（抑制）、あるいは「できない」場合があること。特に、後者の知見は、SWが——利用者からの相談を待つのではなく——積極的に情報提供を行うことの重要性を示唆している。

【参考文献】 Charmaz, Kathy. (2006). *Constructing Grounded Theory: A Practical Guide Through Qualitative Analysis*. Sage publications Ltd. (=2008, 抱井尚子・末田清子監訳「グラウンデッド・セオリーの構築——社会構成主義からの挑戦」ナカニシヤ出版.)

*本研究はJSPS 科研費(26285132)の助成を受けている。